

第1フェーズで処理する事務の概要（参考）

1 関西全域を対象とする広域防災に関する事務

(1) 基本的な考え方

① 関西の防災力を結集し、府県・市町村の防災対策を補完する一体的な組織の確立

地域における防災対策の第一の責任は、各自治体が担うべきものであるが、東南海・南海地震など府県域を越える大規模な災害に対しては、単独での対応が困難であることから、広域的に取り組む必要がある。

このため、特別地方公共団体である広域連合の長の決定のもとで、関西の自治体が一体的に取り組む組織を確立し、府県や市町村の防災対策を補完する広域的な取り組みを充実、強化する。

② 連絡調整機能の集約・整理による継続的な組織の確立

防災・危機管理協議会や関西広域機構防災部会など既存組織の機能を広域連合に集約・整理し、関西における防災分野の事務の連絡調整を継続的に行う場として広域連合を位置付けることにより、これまでの事務局持ち回りによる各府県の事務負担の偏重の解消や、広域連合にノウハウを蓄積することによる専門性の向上を図る。

③ 処理する事務の範囲の段階的な拡充

広域連合の設立当初（第1フェーズ）においては、東南海・南海地震や近畿圏直下型地震等の発生に備え、関西全体で取り組むべき方針・ルールや関西広域連合（仮称）が実施する事務を取りまとめた「関西広域防災計画」を策定し、広域的な相互応援体制強化の支援、府県を越える広域合同防災訓練、人材育成、広域防災に関する調査を実施する。

広域防災に関する調査結果等を踏まえ、次の段階（第2フェーズ）で、広域計画を見直し、処理する事務の範囲を段階的に拡充していく。

(2) 推進体制

近畿府県防災・危機管理協議会の連絡調整組織を事業とともに継承し、広域連合構成員の担当者による「連絡調整会議」を設置のうえ、計画策定、広域連合の防災分野全般に関する連絡調整を行う。

また、関西広域機構防災部会を継承し、「連絡調整会議」に機能を統合するほか、事務局も統合し、これまで関西広域機構において実施してきた防災関係事業を広域連合において統一的に実施する。

なお、府県レベルで不参加団体が生じる場合は、近畿府県防災・危機管理協議会を存続し、協議会の事務局機能を広域連合で担う等、現状の広域防災体制の機能を損なわない対応を検討する。

(3) 処理する事務の概要

① 関西広域防災計画の策定

東南海・南海地震や近畿圏直下型地震等の広域災害発生に備え、関西全域の防災力を高めるため、関西全体で取り組むべき方針・ルールや広域連合が実施する事務を取りまとめた「関西広域防災計画」を策定する。

「関西広域防災計画」は、災害対策基本法に基づかず任意に作成する計画とする。

ア 計画の概要

広域連合が第1フェーズで実施する事務を中心に記載し、将来計画は調査研究項目として整理する。

(主な記載項目)

- ・広域連合の役割
- ・計画の対象とする災害の規模等
- ・災害予防計画（研修、訓練、広域防災体制の整備、住民に対する情報提供 等）
- ・災害応急計画（広域応援の要請・調整、情報収集体制の整備 等）
- ・調査研究（国からの権限移譲に関する事、広域連合が行うべき中長期的課題に関する事）

イ 市町村との関係

- ① 「関西広域防災計画」は災害対策基本法に基づかない任意計画であるため、市町村に直接影響が及ばない。そのため、市町村の対応が必要な場合は、各府県の地域防災計画に記載して指導、協力要請等を行う必要がある。
- ② 災害関連法令においては、政令指定都市とその他の市町村には権限等に差がなく、計画上の構成員としての政令指定都市の位置づけに配慮する必要がある。

② 広域的な相互応援体制強化の支援

物資・資機材の提供、職員派遣その他の相互応援に関し、「関西相互応援実施要綱（仮称）」を作成する。

ア 事務の概要

① 実施要綱の検討

関西で被害が発生した場合、とりわけ複数府県が被害を受けた際の応援方針等を検討する。（検討例：関西版資源管理体制モデル、資源配分モデル、応

援支援フォーマット、域外の大規模災害等に際して応援要請を受けた場合の
応援方針 等)

イ 市町村との関係

- ① 現行の2府7県応援協定は、府県が調達できる物資・要員が対象となっており、市町村の資源の取り扱いについては、府県が調整できる範囲で応援を実施することになる。
- ② 市町村は全国知事会・府県協定の拘束を受けないため、政令指定都市が本事務に参画する場合については、別途新たなルールが必要となる。

③ 府県を越える広域的な合同防災訓練の実施

「関西広域防災計画」の実効性の検証、広域応援活動のシミュレーションを目的に、関西の府県市、防災関係機関及び各種関係団体等が参加する合同図上訓練を実施する。

ア 訓練の基本的な考え方

関西の課題を把握することを目的としたイメージトレーニング方式の図上訓練とし、会議室等で行う低コストのものとする。

イ 事務の概要

図上訓練の目的、習得目的の設定や、訓練想定、状況シナリオの作成など、企画・準備に関する事務を行う。

また、訓練の進行を管理し、訓練の評価・検証を行う。

ウ 市町村との関係

実施府県の市町村、消防にも参加を求めていく。

④ 防災分野の人材育成

人と防災未来センター等、関西の防災研究・研修機関、構成団体と連携し、防災分野の人材育成を行う「関西広域防災連携講座（仮称）」を実施する。

ア 事務の概要

① 自治体首長、防災担当職員向け研修の実施

関西の防災研究・研修機関や構成団体が実施している防災関連講座等を結ぶ連携講座の実施や、段階的・中長期的な人材育成実施の観点から、講座修了者に対し、履修実績に応じたグレード（級）付与等を実施する。

② 自主防災組織など地域の人材育成

広域連合事務局において各府県が有する人材育成施設や育成施策等を調査し、このうち相互利用が可能な施設の活用プランを作成し、利用促進を図る。

イ 市町村との関係

- ① 首長・職員の研修の受講料を徴収する場合には、各団体でその予算措置が必要となる。
- ② 住民を対象とした人材育成施設の相互利用には、参加者の交通手段の確保が必要となることが想定される。

⑤ 広域防災に関する調査研究

関西における広域防災に関する諸課題の解決に資する調査研究を行う。

(調査研究項目の例)

- ア 国からの権限移譲に関する調査研究
- イ 広域連合が行うべき中長期的課題に関する調査研究
 - ① 救援物資等の共同備蓄・提供のあり方
 - ② 府県消防学校の運営管理の統合等の可能性
 - ③ 自然災害以外の緊急事態への対応のあり方 等

2 関西全域を対象とする広域観光・文化振興に関する事務

(1) 基本的な考え方

① 国際観光振興における関西の広域連携を支える機能の充実

関西における観光分野での広域連携は、国際観光振興を中心に関西広域機構等において多くの実績を積み重ねており、行政と経済団体の共同での取組が相応しい形態であると考えられる。

一方、各観光地では自地域のポジショニングやターゲットの選別等により独自の誘客等の観光戦略を展開しており、これらの良好な地域間競争も、全体としての関西の魅力や発展につながることから、これら地域の創意工夫も広域行政の位置付けで支えていく必要がある。

このため、広域連合として関西の広域観光振興に必要な機能を果たす。

② 観光分野における関西の自治に根ざした事業の実施

広域連合での取組の第1に挙げる関西地区地域限定通訳案内士の創設は、訪日外国人観光客に関西地域の魅力を十分に伝えるとともに、訪日外国人観光客の関西一円への誘客増や滞在の長期化を狙うものであり、広域連合で実施するためには法整備を含む様々な課題があると考えられるが、地域独自の発意に基づく関西の自治の確立に向けた第一歩の活動として、あえて創設に挑戦するものである。

③ 処理する事務の範囲の段階的な拡充

広域連合の設立当初（第1フェーズ）においては、広域連合でまず取り組むこととした直接実施事務を中心に実施する。

この分野の関わりは広く、その活動も多岐に渡るため、引き続き、広域連合で実施するに相応しい事務の調査検討を順次進め、その結果等を踏まえ、逐次広域計画を見直し、処理する事務の範囲を段階的に拡充していくものとする。

(2) 処理する事務の概要

① 関西広域観光・文化振興計画の策定

関西のように、歴史文化、自然、芸術・芸能、テーマパーク、食文化などハード・ソフト両面にわたって、バラエティに富む地域は珍しい。個性豊かな複数の都市の存在、地域としての多様性は、国際的な競争の優位性となる。また、交通網の発達等により、観光客の動きは広域化、多様化しており、訪日外国人観光客数は、政府主導のV J C（ビジット・ジャパン・キャンペーン）等により増加基調にある中で、特に、広域周遊のニーズは府県の枠を越えた広がりを持っている。

これに伴い、関西圏において、訪日外国人観光客に対するホスピタリティーの向上が求められ、関西圏に点在する各地の歴史文化等を案内できる通訳案内士の必要性が高まると考えられる。

現在、都道府県単位で「地域限定通訳案内士」を実施できるものの、訪日外国人旅行者の観光ルートは府県の枠を越えたものとなっており、実施都道府県はわずかとなっている。また、関西地域の魅力を発信するためには、全国の知識を必ずしも必要とするものではない。

そのため、関西としては、関西一円を旅行する旅行者の視点に立ち、府県の枠にとらわれずに活動ができる「関西地区地域限定通訳案内士」を創設することとし、これに必要な法定計画を含む「関西広域観光・文化振興計画」を定める。

また、国際的な地域間競争の中にある観光振興等の事業について、柔軟な構成団体のフレームにより広域連合の特色を活かした戦略的な展開が行えるよう、随時事業を追加していく。

ア 計画の概要

広域連合が第1フェーズで実施する事務を中心に記載し、将来計画は調査研究項目として記載する。

- ① 「関西地区地域限定通訳案内士（仮称）」の創設、試験実施、登録
- ② 「通訳案内士」（全国）の登録、指導
- ③ 関西国際空港内の観光案内所の設置・運営
- ④ 関西全域を対象とする観光統計調査（調査研究）
- ⑤ 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一（調査研究）

イ 市町村との関係

各市町村で策定される観光振興計画も存在することから、同計画との連携も必要となる。

② 関西地区地域限定通訳案内士（仮称）に関すること

訪日外国人観光客の視点に立ち、府県を越えた観光名所の案内が行える「地域限定通訳案内士」を創設し、訪日外国人旅行者および資格取得者の利便性向上を目指すために、必要な法の改正や弾力的運用を国等関係機関に求める。

2007年の訪日外国人旅行者数約835万人のうち、観光客数は約595万人（独立行政法人国際観光振興機構（JNTO、通称：日本政府観光局）発表）と増加傾向である。また、国は「ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部」を立ち上げ「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致」の実現を目指している。

現在、通訳案内士（全国）の登録者数は10,958人（国土交通省発表2007年4月時点）であり、観光立国推進基本計画（2007年6月）では、2011年までに概ね現状から5割増やし、「地域限定通訳案内士」も含め15,000人とすることを目標としている。

なお、この「関西地区地域限定通訳案内士」創設に伴い、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」に基づく外客来訪促進計画の見直し等を行う。

ア 事務の概要

- ① 地域限定通訳案内士の創設に必要な法の改正・弾力的運用等の要望を行う。
- ② 現状の外客来訪促進計画の見直しを行う。
- ③ 見直し後の計画に基づき、「関西地区地域限定通訳案内士」試験（※）を実施する。

※語学試験：独立行政法人国際観光振興機構（JNTO、通称：日本政府観光局）実施の通訳案内士（全国）試験と同一で対応

地理等筆記試験：広域連合が独自に実施

- ④ 広域連合が合格者に対し、登録証を交付する。
- ⑤ 合格者の登録、変更、抹消、懲戒等を実施する。必要に応じて、研修等を実施する。

イ 市町村との関係

現状は都道府県事務であり、市町村への影響はない。

③ 通訳案内士（全国）の登録、指導に関すること

2007年の訪日外客数約835万人のうち、観光客数は約595万人（日本政府観光局（JNTO）発表）と増加傾向である。また、国は「ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部」を立ち上げ、「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致」の実現を目指している。

現在、通訳案内士（全国）の登録者数は10,958人（国土交通省発表 2007年4月時点）であり、観光立国推進基本計画（2007年6月）では、2011年までに概ね現状から5割増やし、「地域限定通訳案内士」も含め15,000人とすることを目標としている。

「関西地区地域限定通訳案内士」と同様、各府県で個別に管理するのではなく、関西広域連合（仮称）が通訳案内士（全国）を一元的に管理することにより、効率的な登録事務、指導管理を実施する。

ア 事務の概要

都道府県において実施されている通訳案内士（全国）の登録に関する業務（登録・変更・抹消・懲戒等）等を行う。また、ホームページなどでの語学別等の通訳案内士（全国）の情報発信を行う。

イ 市町村との関係

現状は都道府県事務であり、市町村への影響はない。

④ 関西国際空港内観光案内所の設置・運営に関すること

外国人観光客が訪日した際、玄関口となる関西国際空港内に「関西観光情報センター」を設置、運営し、外国人観光客のニーズに応える。

なお、関西国際空港内観光案内所整備運営協議会の構成団体が広域連合想定構成団体と同一ではないため、事前に同協議会及びその構成団体の意向を確認のうえ、同協議会において実施されている業務を引き継ぐこととする。

ア 事務の概要

既に、運営を行っている同センターの業務（パンフレット、地図等の情報提供及び旅行計画の相談業務等）を実施する。

イ 市町村との関係

同協議会の構成団体が広域連合想定構成団体と同一ではないため、事前に同協議会及びその構成団体の意向の確認し、移行を実施する。

⑤ 関西全域を対象とする観光統計調査に関すること（調査研究）

各府県は独自に観光統計を実施しているものの、基準が統一されていない。また国サイドでもようやく観光統計に取り組み始めたばかりである。そのため関西全域の観光情勢について、現状では網羅することができない。

関西に点在する観光地をさらに魅力あるものにするためにも、関西全域をカバーできる観光統計調査の開発が必要である。

以上に鑑み、関西全域の観光動向が把握できる観光統計調査の指針を検討するため、調査研究として広域連合で取り組む。

ア 事務の概要

- ① 現状各自治体が行っている観光統計方法の分析、把握
- ② 関西全体の観光を把握できる観光統計手法の開発
- ③ 統一された観光統計手法にもとづく観光調査の実施
- ④ 観光統計の分析、関係自治体へフィードバック 等

イ 市町村との関係

既に実施されている観光統計調査との連動性等の調整を要する。

⑥ 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一に関すること（調査研究）

関西は、世界遺産をはじめ厚みのある歴史・文化遺産、豊かな自然環境等を擁しているものの、観光案内表示に共通性、統一性がない。広域に観光する訪日外国人観光客等に利便性の向上のため、関西全体の広域的な取組として、観光案内表示の基準統一を実施する。

ア 事務の概要

- ① 現状各自治体等が行っている観光案内表示の情報収集、分析、把握
- ② 関西全体の観光の利便性向上につながる観光案内表示の基準統一
- ③ 統一された観光案内表示の導入 等

イ 市町村との関係

案内表示を掲示する際、各市町村の協力が不可欠。また、各市町村も独自の案内表示を行っている場合が多く、観光客等の利便性を考えると、これらについても調整する必要がある。

3 関西全域を対象とする広域産業・科学技術振興に関する事務

(1) 基本的な考え方

① 関西の競争力の向上

府県・政令市を構成メンバーとする特別地方公共団体としての広域連合は、自治体を実施する産業・科学技術振興の取り組みを、広域的に連携・補完させることにより、関西全体の競争力向上と活性化を目指す。

併せて、自治体のコスト等事務の効率化につながる効果も期待できる。

② 国の事務・権限の移譲の受け皿

関西における産業・科学技術振興分野の事務の連絡調整の場として広域連合を位置づけ、広域連合へのノウハウの蓄積、専門性の高度化などを図ることにより、国の地方支分部局の廃止に伴う事務・権限の移譲の受け皿としての役割を担うことができるようにしていく。

(2) 処理する事務の概要

以下の事務は例示であり、今後、広域連合で実施する有効性等を調査・検討し、条件が整ったものから実施する。

① 関西広域産業・科学技術振興計画の策定

広域連合が産業・科学技術振興施策を実施するにあたり、実施する方針やルール、事務を取りまとめた「関西広域産業・技術振興計画」を策定する。

② 公設試験研究機関の連携

自治体が設置している公設試験研究機関について、利用者の利便性の向上と、効率性発揮の観点から、研究所間のネットワーク形成を通じた情報提供、設備機器更新の連携、人材交流等の連絡調整を行う。

③ 下請取引適正化施策等の共同化

取引関係が広域化、公正取引委員会とのパートナーシップや連携強化を視野に入れて、広域連合において取引適正化施策の共同化等を企画実施する。

④ 地域資源の活性化のための共同施策

地域資源を活用した企業の立ち上げ支援として、新商品購入の随意契約の広域認定や、広域的なプロモーションを実施する。

⑤ 企業誘致・プロモーションの補完・連携、海外拠点の設置

自治体海外拠点のあり方検討を含め、外資系企業誘致のための共同プロモーション活動、企業の対外投資の共同支援等を実施する。また企業誘致の未成約案件の関西域内での補完・連携等を実施する。

(3) 市町村との関係

市町村との関わりについて要精査

4 関西全域を対象とする広域医療連携に関する事務

(1) 基本的な考え方

① 関西における広域救急医療連携を支える機能の充実

これまで、周産期医療に係る広域連携体制など、広域救急医療連携に係る積極的な取り組みが、関西の各府県市や隣接の府県市同士において行われてきたところであるが、住民からの安全・安心な社会づくりを求める声は、近年の社会情勢の中にあって、一層、切実さを増している。

一方、経済状況の厳しさ等により地方財政は危機的な状況から未だ脱することはできない状況にあり、地方公共団体においては、限られた財源と人材を最大限活かしつつ、最も効率的な方法で住民の要望に応じて、安心・安全な社会づくりを充実させていくことが、現在、求められているところである。

このため、広域連合としては、広域的な連携により、個々の地方公共団体だけでは実現が困難な、広域救急医療の機能の充実と効率化の両立を目的とした、連携のあり方の検討や各団体資源の有効活用の実現に向けて、広域連合で取り組むべき広域救急医療連携に係る検討や具体的取組を進めて行かなければならない。

② ドクターヘリによる救急医療連携

ドクターヘリについては、救命率の向上や重篤患者の軽快率を高めることが可能であり、現在関西の一部府県で導入されているが、未導入地域も多く残っている。

こうしたことから、ドクターヘリについて、関西地域における効果的・効率的な配置、運航方法、費用負担、災害時の広域運航のあり方等についての検討に取り組むとともに、北近畿におけるドクターヘリの運航などの取組を推進する。

③ 処理する事務の範囲の段階的な拡充への検討・取組

設立当初（第1フェーズ）においては、広域救急医療連携計画を策定、広域的な救急医療連携の仕組みづくりの検討（広域的な救急搬送体制、ドクターヘリの効率的な配置・運航方法等）を行うとともに、北近畿におけるドクターヘリの運航などの取組を行う。

広域医療連携に係る事務については、上記検討の結果を踏まえ、逐次広域救急医療連携計画を見直し、処理する事務の範囲を段階的に拡充していく。

(2) 処理する事務の概要

① 関西広域救急医療連携計画の策定について

近年、救急医療では、救急搬送要請の増加とともに、心筋梗塞や脳卒中等の急病が増加するなど、救急患者の量と質が変化している。また、救急患者の受入病院の確保に時間を要するといった課題も生じており、救急搬送や救急医療体制の見直し・再構築が必要となっている。

関西2府7県では、周産期医療の分野においては、関西圏における府県域を越えた連携を図るべく協議を進め、2008年5月末から周産期医療に係る広域連携体制を稼働させ、その円滑な推進に努力を行っている。

また、住民の関心が高いドクターヘリについては、「救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を用いた救急医療の確保に関する特別措置法」においても、都道府県の区域を越えた連携及び協力体制の整備が求められているところである。

こうしたことから、関西地域の府県を越えた広域医療連携、救急搬送連携の更なる充実に向け、関西広域救急医療連携計画を策定する。

ア 事務の概要

① 計画の策定内容として検討する事項

- ・ 府県を越えた救急搬送について

② スケジュール

- ・ 広域連合設立後、できるだけ早期に計画を策定する。

③ 計画の活用

- ・ 広域医療・救急搬送に関わる医療機関、消防機関等と連携し、必要な事項の協議、調整等を行いながら、関西地域の府県を越えた広域医療連携、救急搬送連携が確実に行われるよう本計画を着実に取り組む。

④ 計画の見直し

- ・ 計画の内容は、関西2府7県におけるドクターヘリの最適な配置・運航等のあり方検討の結果などを踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 市町村との関係

- ・ 広域医療連携等に係る消防機関等との調整を行う必要がある。

② 関西全体における広域的な救急医療連携の推進に関すること

救急医療では、救急搬送要請の増加とともに、心筋梗塞や脳卒中等の急病患者的が増加するなど、救急患者の量と質が変化している。また、救急患者の受入病院の確保に時間を要するといった課題も生じており、救急搬送や救急医療体制の見直し・再構築が必要となっている。また、ドクターヘリについては、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が2007年6月に公布・施行され、地域の実情を踏まえながらドクターヘリを全国的に整備することが目標とされたところであり、今後、関西の未導入府県においてそれぞれにドクターヘリ導入に係る検討が加速されることも考えられる。関西2府7県がそれぞれ独自にドクターヘリの配置・運航等を行うことによる非効率をなくし、責任ある主体が関西エリアにおいて最も効率的・効果的なドクターヘリの配置・運航等について仕組みづくりを行うことが必要な状況にある。

ア 事務の概要

上記状況から、関西地域における広域的な救急搬送体制や、ドクターヘリの効果的な配置・運航方法などについて、仕組みづくりを行う。

- ①広域的な救急搬送体制
- ②関西におけるドクターヘリの効率的な配置・運航方法等
- ③北近畿におけるドクターヘリの運航 など

イ 市町村との関係

- ・救急搬送に係る消防機関等との調整を行う必要がある。

5 国家資格試験及び免許等に関する事務

(1) 基本的な考え方

① 関西での実施体制の最適化から質的な向上・人材育成へ

法令に基づいて、都道府県知事が実施することとされている国家資格試験・免許等の事務は、府県ごとに実施しているため、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等、同種の事務が、府県それぞれに発生している。

このため、可能な限りこれらの事務を広域連合に集約して、一元的な実施・管理により効率化を図るとともに、関西全域の受験者動向を考慮した広域的な視点から、最適な実施体制の確立や職員の専門性の向上、管理能力を高める。さらに将来的な展望として、関西の多様な人材の育成に寄与することをめざす。

② 事務の概要

法令により知事が実施する国家資格試験等の実施と、合格者に対する登録・免許の交付、取消し等の事務を行う。

当面は、①調理師、②製菓衛生師、③准看護師に係る試験及び免許の交付等を実施する。

③ 事前準備（条件整備）

住民への直接的な事務であるため、実施に当たっては、関係方面との調整や広報を十分行うことが不可欠であるとともに、各府県が管理する膨大な登録者データの統合をはじめ、各試験委員の選定、手数料など関連条例の制定（各府県条例の改正）など、条件整備を行う必要がある。

④ 処理する事務範囲の段階的な拡大（調査・検討）

②の調理師試験その他2つの試験の実施状況等も踏まえつつ、他の資格試験の実施についても順次検討する。

また、研修や顕彰制度の創設など、資格試験を発展させた人材育成・活用策について、各府県の独自性や広域連合の役割を踏まえつつ検討する。

(2) 推進体制

都道府県の当該事務を抽出し、広域連合に集約実施する。

(3) 処理する事務の概要

- ① 関西資格試験・免許等実施計画の策定
- ② 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等

府県ごとに実施している、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等の事務を可能な限り集約して、一元的な実施・管理により事務の効率化を図るとともに、関西全域の受験者動向を考慮した広域的な視点から、最適な実施体制の確保や職員の専門性の向上、管理能力を高める。

さらに将来的な展望として、人材の育成など関西の食文化振興に寄与することをめざす。

ア 事務の内容

① 実施のための事前準備

各府県登録者（数十万件）のデータベース化、試験委員の選定、手数料の決定（条例制定、府県条例の改正）、免許交付等に係る保健所政令市との協議（特例条例の制定、府県の特例条例の改正）、各種取扱要領の策定、試験会場の確保、受験者等への周知など、実施のための条件整備が必要。

② 試験周知等

試験実施計画の策定、試験会場の確保、広報（HP、広報紙への掲載等）、受験案内の配布（願書、受験票含む）、公報への掲載を行う。

③ 試験の実施

試験問題の作成、試験委員会の運営、試験の実施、合格通知・合格証の発行等を行う。

④ 免許交付等の事務

試験合格者の申請等を受理し、当該資格に係る免許の交付、変更、取消し等の事務を行う。また、隔年で実施する従事者届出に係る事務を行う。

⑤ 調査・検討

上記の事務を基礎として、広域連合の役割を踏まえつつ、研修や顕彰制度の創設など資格試験を発展させた人材育成・活用策を検討する。

イ 検討課題等

①実施回数・会場等

年1回の実施をベースに、試験会場の配置について、地域別の受験者数や交通利便性、会場の確保、試験当日の人員体制等の観点から、今後さらに検討を深める。

②受付・交付窓口

願書：広域連合事務所において郵送受付

免許申請・交付：郵送により広域連合事務所で一元的に対応することについて、本人確認の方法及び広域連合の人員体制など、今後検討を進める。

③手数料

現行各府県の手数料をベースに、効率化効果も踏まえて、受験者等への還元を今後検討

ウ 市町村との関係

- ・保健所において、免許の申請（新規、変更、再交付）の受理及び交付の事務を行う場合、保健所政令市については、広域連合特例条例により権限を移譲。
- ・なお、府県の保健所（本庁窓口）においても、同様に行う場合は、広域連合から府県への事務委託を行う。

③ 准看護師に係る試験実施・免許交付等

府県ごとに実施している、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等の事務を可能な限り集約して、一元的な実施・管理により事務の効率化を図るとともに、関西全域の受験者動向を考慮した広域的な視点から、最適な実施体制の確保や職員の専門性の向上、再教育研修などに係る管理能力を高める。

ア 事務の内容

① 実施のための事前準備

各府県登録者（数十万件）のデータベース化、試験委員の選定、手数料の決定（条例制定、府県条例の改正）、免許交付等に係る保健所政令市との協議（特例条例の制定、府県の特例条例の改正）、各種取扱要領の策定、試験会場の確保、受験者等への周知など、実施のための条件整備が必要。

② 試験周知等

試験実施計画の策定、試験会場の確保、広報（HP、広報紙への掲載等）、受験案内の配布（願書、受験票含む）、公報への掲載を行う。

③ 試験の実施

試験問題の作成、試験委員会の運営、試験の実施、合格通知・合格証の発行等を行う。

④ 免許交付等の事務

試験合格者の申請等を受理し、当該資格に係る免許の交付、変更、取消し等の事務、再教育研修を行う。

イ 検討課題等

①実施回数・会場等

実施回数 年1回（冬）

※ 看護師試験と同一日とするかについて、関係団体等との調整要
試験会場 各府県1箇所（9箇所）

※ 今後、地域別の受験者数や交通利便性、会場の確保、試験当日の人員体制等の観点から、最適な試験会場の配置の検討を進める。

②受付・交付窓口

願書：広域連合事務所において郵送受付

免許申請・交付：免許申請・交付の対応については、窓口への出頭の必要性、本人確認の方法及び広域連合の人員体制など、今後さらに検討を深める。

③手数料

現行各府県の手数料をベースに、効率化効果も踏まえて、受験者等への還元を今後検討

ウ 市町村との関係

- ・保健所において、免許の申請（新規、変更、再交付）の受理及び交付の事務を行う場合、保健所政令市については、広域連合特例条例により権限を移譲。
- ・なお、府県の保健所（本庁窓口）においても、同様に行う場合は、広域連合から府県への事務委託を行う。